旅行業における団体旅行の入国に関するガイドライン

（0+7政策における感染防止対策案の修正草案）

111.09.30

一、入国する旅客および受入れ観光関連業者が遵守すべき事項

(一) ウイルスが国境を越えて感染することを防ぐため、国外で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が確認された者は、感染が確認された日より起算して7日間は台湾行き航空便の利用を控えてもらうものとし、入国した旅客の感染防止対策に関する各検疫規定は、中央流行疫情指揮中心が定める最新の規定により行うものとする。また、入国した旅客は台湾滞在期間中、「自主防疫ガイドライン」の規定を遵守するものとする。

(二) 国外から入国する旅客の受入れを行う旅行業者は、旅客が出発する前に事前に国外の旅行を企画した会社より旅客に台湾の現行感染防止対策の規定について説明してもらうものとし、海外旅行医療保険加入の必要性、台湾にて新型コロナウイルス感染症に感染した際に発生する諸費用の自己払い等、従うべき関連事項について伝えてもらうものとする。

国外から台湾に入国する旅客が加入する海外旅行医療保険などの保険は、感染した際に発生する自己払いの諸費用を補えるものをよ

しとし、感染後に医療機関での受診措置に従えない者は台湾ツアーに申し込まないようにしてもらうものとする。

(三) 国外の旅客の受入れ観光関連業者（旅行会社、宿泊業者、観光娯楽業者を含む）は、交通部観光局が定める関連措置、および国内の感染防止規定を遵守するものとし、その従業員に対して感染防止に関する講習または教育訓練を行い、確実に関連措置を実施させるものとし、感染防止に関する訓練を受けた観光ガイドを手配し、旅客に同行させるものとする。

二、 旅行商品の企画および行程の手配について

(一) 旅行会社は団体旅行の行程に含まれる飲食店、宿泊施設、観光施設、交通機関が中央流行疫情指揮中心が定める健康・衛生基準、および各直轄市、県、市が定める感染防止規制措置を遵守していることを確認し、行程を手配するものとする。

(二) 旅行業者は事前に旅客の帰国先の国が定める入国関連規定を確認し、PCR検査の陰性証明書が必要か否かを確認し、必要との規定がある場合、病院でのPCR検査を行程に組み込むものとする。

三、 旅行行程中の感染防止対策について

(一) 入国した旅客は自主防疫期間において、簡易検査キットによる検査を行い、自主防疫ガイドライの規定に従い感染と判定された場合、指定の場所で在宅治療を行うか、病院を受診するものとする。

(二) 入国した旅客は2日以内の簡易検査キットによる検査結果が陰性の場合に限り外出できるものとし、外出中は全行程でマスクの着用、ソーシャルディスタンスの保持を行うものとする。ただし、飲食が必要な際はマスクの着用は不要とするが、飲食終了後は直ちにマスクを着用するものとする。

(三) 観光ガイドは団体旅客の健康状態に随時注意し、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある症状が出た場合には、直ちに旅客に簡易検査キットによる検査を行ってもらった後、本ガイドライン第四項の規定に従うものとする。

(四) 食事：旅行会社は衛生福利部食品薬物管理署が定める「飲食業感染防止管理措置」の規定に従っている飲食店を手配し、旅客は本国の国民と同一テーブルで食事してはならないものとし、飲食中は旅客に国内の外食規定に従ってもらうものとする。席を離れる際、および飲食終了後は直ちにマスクを着用するものとする。

(五) 宿泊：一般の宿泊施設（観光ホテル、旅館、旅館及民宿）に宿

泊する際は、家族または同行者が同居者の場合、1人1室の制限は受けないものとするが、同室者を変更してはならないものとする。また、外国からの旅客を受け入れる宿泊施設が実施すべき感染防止対策は以下の通りとする。

1. 消毒を徹底し、施設内の公共エリアにアルコール消毒液を設置し、旅客が随時消毒できるようにするものとする

2. 宿泊施設に飲食店が付設されている場合は、上記の規定のほか、飲食店の従業員の健康・衛生管理、および飲食エリアの清潔な環境の保持と消毒を行い、顧客の飲食管理、および飲食店で感染者が出た際の対応を行うものとし、「飲食業感染防止ガイドライン」に従い、感染防止の強化を行うものとする。

(六) 観光:行程に組み込んだ観光スポットにて感染防止対策の必要がある場合は、それに従うものとする。

(七) 買い物：商業施設の感染防止規定を遵守するものとする。

(八) 移動：旅客が入国後、一度も簡易検査キットによる検査を行っていない場合、旅行会社は車または貸切バスを手配し旅客を送迎しなければならないものとし、旅客は交通機関における感染防止規定に従い、公共交通機関における感染防止措置を行うものとする。

四、 旅客が新型コロナウイルス感染症に感染した際の対応について（中央流行疫情指揮中心が定める最新の規定により調整）

(一) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状が出た場合、観光ガイドは直ちに旅客に簡易検査キットによる検査を行ってもらい、その検査結果が陰性の場合に限り、団体旅行を続行できるものとする。

(二) 簡易検査キットによる検査が陽性だった場合、旅行会社はその対応人員を派遣し、感染した旅客を最寄りの適した場所に待機させるものとし、衛生主務機関に届出を行い、その指示に従い、旅客に適切なケアを行うものとする。また、治療に必要な諸費用の支払いは感染者自身が行い、諸対応は感染防止規定に従うものとし、完治してから台湾より出国するものとする。